

## 佐世保市物品の購入、修理及び売却並びに印刷物の製造の契約事務に関する要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、佐世保市（以下「本市」という。）が発注する物品の購入、修理及び売却並びに印刷物の製造（以下「物品購入等」という。）の契約事務について、公正かつ適正な執行のため、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治令」という。）、佐世保市財務規則（昭和44年規則第9号。以下「規則」という。）その他の関係法規に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 物品 地方自治法（昭和22年法律第67号）第239条第1項に定めるものをいう。
- (2) 印刷物の製造 製造を行う印刷物のうち印刷製本費から支出するものをいう。ただし、地図印刷及び特殊印刷物を除く。
- (3) 業者 本市が発注する物品購入、修理及び売却並びに印刷物の製造を行う業者をいう。
- (4) 契約 物品購入契約、物品修理契約及び物品売却契約並びに印刷物を製造する契約をいう。

### (物品の区分)

第3条 物品は、佐世保市物品会計規則（昭和56年規則第10号）第10条第1項各号に定めるところにより、これを区分する。

### (業者の区分)

第4条 業者は、次の各号により区分する。

- (1) 登録業者 佐世保市物品等入札参加資格者名簿（以下「名簿」という。）に登録された次の業者をいう。
  - ア 市内業者 本市に本社、本店を有する法人で本市の市税の滞納がない者及び本市に主たる事業所を有する個人事業者で代表者の住民票が市内にあり、その代表者が本市の市税の滞納がない者をいう。
  - イ 準市内業者 市外に本社、本店があり、本市に支店、営業所を有する法人又は本市に事業所を有する個人事業者で、本市に納税があり、かつ、その滞納がない者をいう。
  - ウ 市外業者 市内業者及び準市内業者に該当しない者をいう。

(2) 登録外業者 名簿に登録されていない者をいう。

(発注基準)

第5条 契約課を通して発注するものについては次の各号のとおりとする。

(1) 予定価格が20万円を超える物品の購入及び単価を定め一定期間継続して購入する物品で、その予定価格の総額が20万円を超える物品の購入

(2) 予定価格が20万円を超える電子複写機(複合機能を有しないものに限る。)の保守及び消耗品価格に関する契約

(3) 予定価格が100万円を超える物品の修理。ただし、リース物品の修理は除く。

(4) 印刷物の製造

(5) 前各号以外の物品購入等については、その都度判断するものとする。

(格付け)

第6条 登録業者は次の各号に定める基準により、それぞれ格付けを行う。

1 印刷(連続帳票以外)に登録している市内業者の格付け

(1) Aランク 4色オフセット印刷機を有し、使用している市内業者

(2) Bランク 2色オフセット印刷機を有し、使用している市内業者

(3) Cランク 単色オフセット印刷機を有し、使用している市内業者

(4) Dランク オフセット印刷機を有しない市内業者

(5) Eランク 前各号以外の業者

2 印刷(連続帳票)に登録している市内業者の格付け

(1) Aランク 連続帳票印刷機を有し、使用している市内業者

(2) Bランク 前号以外の市内業者

(3) Cランク 前各号以外の業者

3 準市内業者の格付け

(1) Aランク 次に掲げる要件のすべてを満たす者をいう。

ア 登録した各営業種目において市内業者の平均雇用職員数を上回ること。

イ 当該市内支店等で雇用している者のうち半数以上が本市に住民票を有する者であること。

ウ 本市に支店等を開設後10年以上経過していること。

エ 本市に支店等の土地又は社屋を保有していること。

(2) Bランク 次に掲げる要件のすべてを満たす者をいう。

ア 登録した各営業種目において市内業者の平均雇用職員数を上回ること。

イ 当該市内支店等で雇用している者のうち半数以上が本市に住民票を有する者

であること。

ウ 本市に支店等を開設後10年以上経過していること。

(3) Cランク 前2号以外の業者をいう。

(業者の指名基準)

第7条 物品の購入、修理及び売却の入札に係る指名業者の選定（以下「指名」という。）は、名簿を基に、該当する営業種目に属する入札参加資格を有すると認められた者（以下「有資格者」という。）の中から次の各号により行うものとし、5者以上とすることを原則とする。

(1) 市内業者を優先に指名するが、入札においては準市内業者（Aランク及びBランク）を指名することができるものとする。

(2) 前号の基準によっても5者以上に達しない場合は、準市内業者（Cランク）を指名することができる。ただし、5者未満であっても競争性が確保できると判断した場合はこの限りではない。

(3) 前号までの基準によっても指名業者が2者未満となった場合は、市外業者を指名することができる。

(4) 前号の基準によっても指名業者が2者未満となった場合は、他の営業種目から指名できるものとする。

(5) 前号の基準によっても指名業者が2者未満となった場合は、登録外業者を指名することができる。ただし、この場合は、第1号から第4号までの手順により登録外業者を指名するに至った経緯を業者指名伺に記載するものとする。

2 物品の購入、及び修理及び売却の見積合せに係る指名は、名簿を基に、有資格者の中から市内業者を優先指名し、2者以上を指名することを原則とするが、より競争性を確保するために予定価格が20万円を超える案件については5者以上を指名するものとし、予定価格が40万円を超える案件については、市内業者に加え、準市内業者（Aランク）を指名することができるものとする。ただし、この基準にて指名を行い、5者未満となった場合はこの限りではない。

3 印刷物の製造の入札及び見積合せに係る指名は次表のとおりとし、指名業者数は市内業者5者以上を原則とする。ただし、該当する区分のランクに格付けされた者が5者未満となる場合は、この限りではない。

予定価格	市内業者のランク
1,000万円以上	A

130万円を超え1,000万円未満	A・B
40万円を超え130万円以下	A・B・C
40万円以下	A・B・C・D

4 業者を指名するときは、次の各号に留意するものとする。

- (1) 不誠実な行為の有無
- (2) 社会的信用状況
- (3) 経営状況
- (4) 過去の物品納入等の実績
- (5) 佐世保市物品購入等契約の手持ち量
- (6) 税の納付状況
- (7) 当該債務の履行場所、その他の地理的要件
- (8) 役員重複の有無
- (9) 資本的關係
- (10) 印刷物の製造にあつてはその格付け
- (11) 準市内業者にあつてはその格付け

(入札参加条件等)

第8条 同一の入札において、次に定める資本的關係又は人的關係のいずれかの關係を有する2者以上の者を参加させてはならない。

- (1) 親会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第4号に規定する親会社をいう。以下次号において同じ。）と子会社（会社法第2条第3号に規定する子会社（会社更生法（平成14年法律第154号）第2条第7項に規定する更生会社又は民事再生法（平成11年法律第225号）第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社（以下「更生会社等」という。）を除く。）をいう。以下次号において同じ。）の關係にある場合
- (2) 親会社を同じくする子会社同士の關係にある場合
- (3) 一の会社（更生会社等を除く。以下次号において同じ。）の役員（会社法第329条第1項に規定する役員（監査役を除く。）をいう。以下次号において同じ。）が、役員を現に兼ねている会社である場合
- (4) 一の会社の役員が、会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている会社である場合

2 次の各号に定める措置又は規制（以下「指名停止措置等」という。）のいずれかに該当した者を入札に参加させてはならない。

- (1) 佐世保市入札参加資格者指名停止措置要領（令和6年4月1日施行）に基づく指名停止措置を受けた者
  - (2) 佐世保市が行う各種契約等からの暴力団排除要綱（平成24年4月1日施行）に基づく各種契約等からの排除措置を受けた者
  - (3) 佐世保市建設工事暴力団対策要綱（昭和63年5月1日施行）に基づく指名除外措置を受けた者
  - (4) 佐世保市物品調達暴力団排除要綱（平成24年4月1日施行）に基づく指名除外措置を受けた者
  - (5) 下請代金等の未払い業者等に対する入札参加規制に関する事務処理要領（平成25年4月1日施行）に基づく入札参加規制を受けた者
- 3 前項に掲げる各号のいずれかに該当する者について、入札における入札参加資格又は業者指名が開札前である場合はこれを取り消すものとし、すでに入札書を提出済みである場合は、これを無効としなければならない。
- 4 同日に同種の入札が複数行われる場合は、同一の者が複数の入札において落札者とならないよう、必要な措置を講じなければならない。ただし、応札可能な者が少数でやむを得ない場合は、この限りではない。

（入札参加者選定の特例）

第9条 市長は次の各号のいずれかに該当するときは、登録外業者を入札に参加させることができる。

- (1) 性質又は目的により必要があるとき。
- (2) 災害等により緊急を要するとき。
- (3) 特殊な物品であるとき。
- (4) 有資格者がいないとき、又は有資格者が2者未満のとき。
- (5) その他市長が特に必要と認めるとき。

（公告及び指名通知等）

第10条 公告及び指名通知は、原則としてインターネット、電子メール又はファクシミリを使用し文書により行うものとする

- 2 現場説明は依頼課の課長又はその指名する職員が行う。ただし、現場説明を行う必要がない場合は、設計図書及び仕様書等のインターネットによる縦覧若しくは電子メール又はファクシミリによる送信によって現場説明に代えることができる。
- 3 規則第170条に定める入札の無効並びに第8条第2項各号で定める指名停止措置等を受けた者の入札参加の制限等及び第19条に定める契約の非締結等は、公告又

は指名通知に記載し入札参加者にあらかじめ了知させなければならない。

4 規則第164条に基づく郵便による物品購入等の入札（以下「郵便入札」という。）を行う場合は、次に掲げる事項を通知するものとする。

- (1) 入札書の郵送方法
- (2) 入札書の到達期限
- (3) 入札書の送付先
- (4) 入札回数
- (5) 開札の場所及び日時
- (6) その他必要と認める事項  
(入札執行者等)

第11条 入札の執行は、入札執行課の課長又はその指名する職員（以下「入札執行者」という。）及び入札の執行を補助する職員（以下「入札執行補助者」により行わなければならない。

2 入札室に入室できる者は、入札参加者の代表者又はその委任を受けた代理人のほか1人までとする。

(入札保証金)

第12条 佐世保市競争入札参加資格審査申請等に関する要綱（令和6年4月1日施行）第8条第2項に規定する入札参加資格者名簿に登録された者は、規則第169条第3号の規定により落札者が契約を締結しないおそれがあると入札執行課の課長が認める場合を除き、入札保証金を免除することとする。

2 入札者に入札保証金又はこれに代わる担保（以下「保証金等」という。）の納付又は提供をさせるときは、入札執行者が入札執行直前に当該保証金等の確認を行い、入札執行者の面前において入札者に封かんさせ、封筒表面に氏名及び金額を明記させるものとする。

3 保証金等の納付又は提供を受けたときは、入札執行者は、当該入札者に対して受領書を発行するものとする。

4 規則第169条第1号の規定により入札保証金を免除された入札者については、入札執行日の前日までに入札保証保険証券を提出させるものとする。

(入札の執行)

第13条 入札執行者は、関係法令及び規則第163条のほか、次により入札を執行するものとする。

- (1) 入札場所に予定価格調書及びくじ等入札に必要なものを用意すること。

- (2) 入札開始時刻に入札の開始を宣言し、入札参加者名の読み上げ又は参加者名簿への自署により入札参加者の確認を行うこと。なお、入札開始時刻までに、入札会場に入室しない者は、入札を棄権したものとみなす。ただし、事前に入札参加者から何らかの事情で遅刻する旨の連絡があり、他の入札参加者全員の了解があれば、入札開始時刻を繰り下げることができる。
  - (3) 代理人が入札を行う場合は、入札前に委任状を確認すること。なお、委任状に委任者又は受任者の記名及び押印がないもの並びに委任事項に不備があるもので、その場で訂正できない場合は、委任状は無効とし、当該代理人は入札室より退出させること。
  - (4) 委任状確認後、入札執行者は入札参加者に初度入札を行わせ、全ての入札参加者の入札を確認した後、開札を行うこと。
  - (5) 開札において落札に至らず、入札参加者に再度入札を行わせる場合には、無効の入札をした者は再度入札に参加させないこと。
  - (6) 再度入札を行う場合には、前回入札における最低入札価格を告知すること。なお、再度入札は最大2回（郵便入札においては1回）までとすること。
  - (7) 落札者を決定するときは、落札者の氏名、落札価格を発表すること。
  - (8) 入札執行者は、自治令第167条の9の定めるところにより、くじ引きで落札者を決定したときは、落札となるべき同価格の入札をした者（以下「同価格入札者」という。）全員に「くじを引いた結果落札した」旨を入札書に記入させ、かつ、記名又は押印させること。
  - (9) 入札場所において注意事項に従わない業者については、入札執行者において当該業者の退室等、必要な措置を講じること。
  - (10) 入札参加者が提出した入札書は、公文書として取り扱うこと。
- 2 郵便入札については、次に定める方法に則り執行するものとする。
- (1) 入札参加者は、入札書を一般書留、簡易書留又は特定記録郵便で入札書の到達期限までに、「日本郵便株式会社佐世保郵便局」に到達するよう郵送することとし、持参による提出は認めないこと。
  - (2) 前項の規定による郵送には「長形3号封筒」を用い、入札書を封筒に入れ封印させ、封筒表面に開札日、物品購入等の名称を記入のうえ「入札書」と記載させ、封筒裏には差出人の住所と会社名を記入させること。
  - (3) 前項に規定する封筒の宛名は、「日本郵便株式会社佐世保郵便局留、佐世保市役所契約課行」とし、佐世保市長宛の「親展」とさせること。

- (4) 入札書は、日本郵便株式会社佐世保郵便局から本市に到達したときをもって入札書の提出があったものとみなす。
- (5) 本市到達後の入札書は、開札日時まで開封してはならず、入札執行課の課長は善良なる管理者の注意をもって、これを保管しなければならない。
- (6) 本市到達後の入札書の書換え又は撤回は認めないものとする。
- (7) 入札執行者は、入札参加者の立会いのもと開札を行うものとする。ただし、入札参加者が立ち会わないときは、当該入札事務に関係のない職員を立ち合わせるものとする。
- (8) 開札に立ち会う入札参加者に、入札書の到達期限までに入札執行者に開札の立会いを行う旨の申し出を行わせること。
- (9) 開札の立会いに際し、入札参加者が代理人を立ち合わせる場合は、委任状（開札立会用）を提出させること。
- (10) 立会人には、開札に先立ち、郵便入札開札立会人名簿に会社名及び氏名を記入させること。
- (11) 開札の結果、同価格入札者が2者以上あるときは、落札決定を保留したうえで、あらためて当該同価格入札者に出席を求め、くじを引かせて落札者を決定すること。ただし、当該同価格入札者全員が、立会人に選任され現に立会いを行っている場合は、その場で当該立会人がくじを引くこととする。

（積算内訳書の提出及び審査）

第14条 入札書の提出時に積算内訳書（以下「内訳書」という。）の提出を求めるものとする。ただし、入札執行者が内訳書の提出を不要と判断した場合はその限りでない。

2 内訳書の審査の対象は、すべての入札参加者とする。

3 審査は開札後、落札決定までに行う。

4 内訳書を要する入札において次の各号に該当する場合は、規則第170条に準じて無効とする。

(1) 内訳書の提出がない場合

(2) 入札金額と内訳書の合計金額が一致しない場合

(3) 内訳書に著しく不備がある場合

（不落に終わった場合の随意契約等）

第15条 再度入札において落札者が決定しなかった場合、最低価格の入札者から1回に限り見積書を徴し、随意契約をすることができる。最低価格の入札者が2者以上いるときは、同額入札者全員から見積書を徴さなければならない。

- 2 落札者がいないときは、その入札を打ち切り、仕様の変更又は入札参加者の指名替えを行い、改めて入札を行う。ただし、仕様の変更ができず、かつ、当初指名した者以外に指名する業者がないときは、再度入札又は前項の見積徴取により最も予定価格に近い額を提示した入札参加者と随意契約することができる。

(落札後の処理)

第16条 入札執行者は、落札者が決定したときは、入札結果調書の落札金額欄に「落札」と記載するものとする。

(契約締結)

第17条 契約担当職員は、原則として落札者が決定した日の翌日から起算して5日以内（佐世保市の休日を定める条例（平成2年条例第22号）第1条第1項各号に規定する市の休日を含まない。以下「契約締結期限」という。）に契約を締結しなければならない。ただし、契約締結期限までに契約の相手方から文書により正当な理由をもって契約締結期限延長の申し出があり、契約担当課長がこれを承諾した場合は、契約締結期限を延長することができる。

(契約保証金)

第18条 規則第142条による契約保証金の納付、規則第143条による契約保証金にかわる担保の提供、第144条による契約保証金の免除の確認は、前条の契約締結期限までに行わなければならない。

- 2 前項の規定が遵守されない場合、当該入札にかかる落札決定は取り消すこととする。
- 3 契約金額の増額により、契約保証金の金額が変更後の契約金額の100分の5以下になるときは、契約保証金の金額を変更後の契約金額の100分の10以上に増額しなければならない。

(契約の非締結等)

第19条 落札決定後に契約の相手方となるべき者（共同企業体の構成員を含む。）が、契約締結日までに第8条第2項各号のいずれかに該当した場合は、当該契約を締結しないこととする。

- 2 議会の議決を要する契約において仮契約を締結した者（共同企業体の構成員を含む。）が、議会の議決日の前日までに第8条第2項各号のいずれかに該当した場合は、当該仮契約を解除するものとする。
- 3 前2項の規定により契約を締結しない又は解除することとなった場合は、様式1又は様式2により相手方に通知するものとする。

(準用規定)

第20条 第6条から第10条まで並びに第13条第1項第8号及び第10号、第14条、第16条、第17条、第18条第1項及び第3項の規定は、随意契約の場合に準用する。

2 随意契約における業者の参加資格に関しては、佐世保市競争入札参加資格審査申請等に関する要綱の規定を準用する。

(要綱等の公表)

第21条 本要綱並びに物品購入等の指名業者、入札結果及び見積合せ結果は公表する。

2 前項の規定に関わらず、佐世保市情報公開条例（平成13年条例第4号）第10条第1項の規定により非公開とする情報は、公開しない。

(公表の方法)

第22条 本要綱、指名業者及び入札結果等は、契約担当課又はインターネットの方法により閲覧できる。ただし、指名業者等入札執行に係る情報については、契約締結後に公表するものとする。

(その他)

第23条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成16年8月10日から施行する。

2 物品購入等に関する入札事務処理要綱（昭和57年4月1日施行）は、廃止する。

3 佐世保市物品指名競争入札参加資格審査要綱（平成5年1月4日施行）は、廃止する

4 第5条第3項の規定は、平成17年4月1日以後に提出された申請書について適用し、平成17年3月31日以前に提出された申請書については、廃止前の佐世保市物品指名競争入札参加資格審査要綱第3条第3項の例による。

附 則

この要綱は、平成18年4月24日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年8月4日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年2月10日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年8月25日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成24年10月1日から施行する。ただし、第8条の改正規定は、平成25年4月1日から施行する。

(準備行為)

- 2 この要綱による改正後の第6条の規定にかかわらず、平成25年4月1日からの登録を目的として、市長が指定する期間内に申請するものにあつては、平成25年4月1日を審査基準日とする。

附 則

この要綱は、令和2年11月1日から施行する。ただし、第18条の改正規定は、令和2年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年11月2日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 佐世保市物品の購入、修理及び売却並びに印刷物の製造に係る業者指名基準（平成20年4月1日施行）は、廃止する。
- 3 「指名停止措置等に係る物品の購入、修理及び売却並びに印刷物の製造契約締結基準」（平成20年4月1日施行）は、廃止する。

附 則

- 1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 物品等入札参加資格審査申請書に関する要領（平成18年9月25日施行）は、廃止する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年3月5日から施行する。